

# 氷見市地域防災計画

風水害及び火災対策編

令和5年5月

氷見市防災会議

# 氷見市地域防災計画目次

## 第3編 風水害及び火災対策編

### 第1章 災害予防計画

第1節	風水害等に強いまちづくり	…	1
第2節	ライフライン施設の安全性強化	…	8
第3節	初動活動体制の整備	…	8
第4節	情報通信連絡体制の整備	…	8
第5節	業務継続体制の確保	…	8
第6節	災害復旧・復興への備え	…	8
第7節	消防力の強化	…	9
第8節	林野火災予防対策	…	9
第9節	医療救護体制の整備	…	10
第10節	緊急輸送活動対策	…	10
第11節	緊急避難場所・避難所の確保	…	10
第12節	物資の確保	…	10
第13節	災害救援ボランティア活動の支援	…	10
第14節	孤立集落の予防	…	11
第15節	防災意識の高揚	…	11
第16節	自主防災組織の強化等	…	11
第17節	防災訓練の充実	…	11
第18節	要配慮者の安全確保	…	12

### 第2章 災害応急対策計画

第1節	応急活動体制	…	14
第2節	風水害等に関する情報の収集・伝達	…	19
第3節	火災警報の収集・伝達	…	26
第4節	水防・土砂災害警戒活動	…	27
第5節	災害救助法の適用	…	29
第6節	広域応援要請	…	29
第7節	救助・救急活動	…	29
第8節	医療救護活動	…	29
第9節	消火活動	…	29
第10節	避難指示及び誘導	…	30
第11節	避難所の開設、運営	…	30
第12節	緊急交通路の確保	…	30
第13節	輸送手段の確保	…	30
第14節	飲料水・食料・生活必需品等の供給	…	31
第15節	廃棄物処理・防疫・保健衛生	…	31
第16節	社会秩序の維持	…	31

第 17 節	遺体の捜索、処理及び火葬	…	31
第 18 節	ライフライン施設の応急復旧対策	…	31
第 19 節	公共施設等の応急復旧対策	…	32
第 20 節	応急住宅対策等	…	32
第 21 節	教育確保対策	…	32
<b>第 3 章</b>	<b>災害復旧計画</b>		
第 1 節	市民生活安定のための緊急対策	…	34
第 2 節	激甚災害の指定	…	34
第 3 節	公共施設の災害復旧計画	…	34

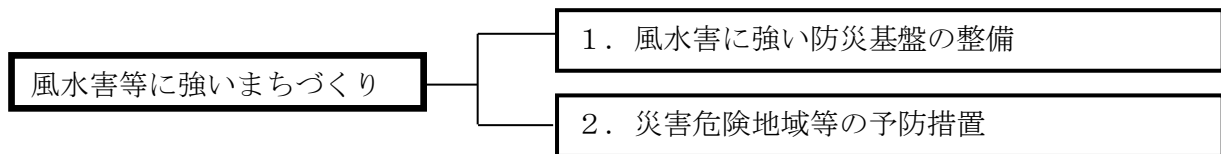
## 第3編 風水害及び火災対策編

### 第1章 災害予防計画

## 第1節 風水害等に強いまちづくり

### 【目的】

風水害（台風、竜巻等突風、集中豪雨、洪水、高潮、がけ崩れ等）から市域を保全するため、地域の特性や環境、景観に配慮しつつ、治山、治水、海岸整備事業等を計画的に実施するとともに、火災の発生や延焼の拡大を最小限に食い止めるため、火災予防対策の充実及び消防力の充実強化に取り組む必要がある。



### 1. 風水害に強い防災基盤の整備

県及び市は、治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価について検討するものとする。

特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水部や発生頻度等を踏まえて検討するよう努めるものとする。

また、これらの評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。

#### (1) 治山

森林は、環境保全及び防災上大きな役割を果たしており、山地災害の防止、水源かん養、生活環境の保全を図るため、予防、復旧治山事業及び保安林整備事業を推進するよう国及び県に働きかける。

##### ア 予防、復旧治山事業

崩壊危険地及び崩壊地、侵食された溪流などの山地を復旧、整備し、荒廃山地に起因する災害の防止及び軽減を図るため、谷止工や土留工、水路工、植栽工等を施工する。

##### イ 保安林整備事業

機能の低下した保安林、被災した保安林等を改良し、機能の維持回復又は増加を目的とした改植や補植を行うとともに、水源かん養機能、防災機能及び生活環境保全機能を併せ持つ森林の造成、改良を実施する。

#### (2) 砂防

荒廃した山地、溪流の土砂流出、集中豪雨等による土石流、急傾斜地の崩壊等による災害から人家及び人命を守るため、砂防事業及び急傾斜地崩壊対策事業等を推進するよう国及び県に積極的に働きかける。

##### ア 砂防事業

砂防えん堤の建設や土砂流出防止の護岸工事等の整備を行うよう県に対し働きかけ災害の未然防止を図る。

##### イ 急傾斜地崩壊対策事業

集中豪雨等によるがけ崩れ災害に対処するため、がけ崩れのおそれのある箇所を把握し、

人家5戸以上、がけの高さ5メートル以上、勾配30度以上の危険な箇所は「急傾斜地崩壊危険区域」に指定されるよう働きかける。

また、崩壊防止工事については、土地所有者等が施工することが困難又は不相当と認められ、かつ「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づく工事採択基準に適合するもののうち、緊急度の高いもの及び地域住民の協力が得られるものから順次崩壊防止工事として施工するよう県に対して働きかけを行うとともに、小規模急傾斜事業を活用した計画的な整備推進を図る。

#### ウ 地すべり対策事業

土地の一部が地下水等に起因して地すべりを起こし、その面積が5ヘクタール（市街地では2ヘクタール）以上の地区で、かつ、多量の崩土が河川に流入し、下流に被害を及ぼすおそれがある箇所又は鉄道、道路若しくは10戸以上の人家又は公共施設等に被害を及ぼすおそれがある箇所について、「地すべり防止区域」に指定し、地下水の排水施設、擁壁等地域に対応した防止施設の整備を県に働きかける。

#### (3) 河川整備

洪水や高潮等による災害を防止するため、各河川管理者は、緊急度に応じて堤防の維持、狭さく部の拡幅、護岸、浚渫、根固め工の修繕、堆積土砂の除去等の改修整備を推進する。

#### (4) 都市排水

市街地の浸水排除を重点とした生活環境の整備を図り、快適な都市生活を確保するため、過去の浸水状況等を参考のうえ、排水ポンプ、雨水調整施設の整備や雨水幹線等の排水施設の整備を推進する。

#### (5) 道路

道路は、災害時の避難、物資の輸送、救援・救護、消防活動に重要な役割を果たし、また、火災の延焼を防止するオープンスペースとなるなど多様な機能を有する。このため、道路改良事業、道路災害防除事業等により道路網の整備を推進する。

#### (6) 農地整備

農地及び農業用施設の被害を未然に防止し、農業生産の維持及び農業経営の安定を図る。

##### ア 湛水防除事業

流域の開発等立地条件の変化により、湛水被害を生じるおそれがある地域では、排水機、排水樋門、排水路等の整備を行い、予想される被害を未然に防止する。

##### イ ため池等整備事業

かんがい用ため池の中に、老朽化し堤体からの漏水、余水吐の能力不足等がないか実態把握に努め、漏水等による災害を未然に防止する。

##### ウ ため池ハザードマップ

市内にあるため池のうち「防災重点農業用ため池」※177か所の浸水想定区域を基に、住民が安全に避難するための必要な情報を「氷見市ため池ハザードマップ」としてとりまとめし、令和3年4月に市内全戸配布している。

※防災重点農業用ため池とは

ため池が決壊した場合の浸水想定区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池のこと。

#### (7) 海岸整備

高潮、波浪等による被害から防ぐため、各管理者は粘り強い構造の堤防・護岸及び根固工、消波工、消波堤、護岸堤等の整備を推進する。

また、既存施設の風水害に対する安全性を確保するため、適切な維持管理を行うものとする。

#### (8) 漁港整備

産業活動上重要な役割を果たしている漁港を高潮、波浪等による被害から防ぐため、各管理者は防波堤・護岸等の外郭施設の施設機能保持に努める。

## 2. 災害危険地域等の予防措置

山崩れ、がけ崩れ、水害の未然防止やいったん災害が発生した場合の被害軽減を図るため、市は、県及び防災関係機関と連携し、災害危険地域の調査、研究を実施し、その実態を把握するとともに、巡視や有害行為の禁止、避難体制の整備等の災害予防措置に努める。

### (1) 土石流危険渓流・地すべり危険箇所・急傾斜地崩壊危険箇所

#### ア 土砂災害危険箇所の予防対策

市は、土砂災害危険箇所における砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の整備促進等に加え、土砂災害危険箇所の周知徹底及び適切な土地利用の誘導など土砂災害の予防対策に努める。

- ① 危険箇所等について、市民に周知徹底を図るとともに、危険防止に努める。
- ② 危険箇所等の巡視を行い、がけ崩れ等による危険の早期発見に努める。また、関係機関と協力して、がけ崩れ災害等に対する防災訓練を実施する。
- ③ 関係機関と協力して、がけ崩れ、地すべり及び土石流等に関する情報、日常の防災活動、降雨時の対応、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する情報等について、パンフレット、広報誌等を積極的に活用して市民に周知徹底を図る。
- ④ がけ崩れ等により被害が予想される市民を対象に、がけ地近接等危険住宅移転事業等により所要の援助を行い、移転の推進を図る。
- ⑤ 土砂災害防止法に基づく重大な土砂災害の急迫した危険が予想される状況において、国や県からの土砂災害緊急情報及び土砂災害の前兆現象等の情報を収集し、適切に住民の避難指示の判断等を行える体制を整備するものとする。

#### イ 警戒避難体制の確立

- ① 土砂災害は突発的に発生することが多いので、緊急時における警戒、避難、救援等が円滑に実施できるよう、平常時からその体制整備に努めることが重要である。

市は、各々の危険箇所（土砂災害警戒区域が指定された場合は土砂災害警戒区域を含める。）における警戒避難体制の整備を図るため、次の事項を定め、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ）の配布その他の必要な措置を講じ、市民に周知するよう努める。

- a 土砂災害警戒情報を活用した避難指示等の発令基準、対象区域に関する事項
- b 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に関する事項
- c 土砂災害及び予警報に関する情報の収集及び伝達方法に関する事項
- d 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路、土砂災害に係る避難訓練に関する事項
- e 避難所の開設、運用に関する事項
- f 要配慮者への支援に関する事項（要配慮者利用施設の名称及び所在地、要配慮者施設

への情報伝達方法等を含む)

g 防災意識の向上（防災訓練等を含む）に関する事項

特に、土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努めるものとする。

- ② 市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し市長に報告するものとする。

また、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うものとする。

(2) 山地災害危険箇所

市は、危険箇所に関する情報の提供、降雨時の対応方法等について、広報誌、パンフレット等を積極的に活用して、市民に周知徹底を図るとともに、警戒避難体制について整備するよう努める。

(3) 老朽ため池

ア 市は、防災重点ため池及び老朽ため池について調査を実施し、その実態把握に努めるものとする。

イ ため池の管理者は、日ごろからため池の点検を行い、異常な徴候の早期発見に努めるものとする。

また、出水時又は異常時には、応急活動を実施することができるよう体制を整えておくとともに貯水制限等の措置を講じておくものとする。

ウ 市は、防災重点ため池について、地域防災計画に位置付けるとともに、ハザードマップを作成し、住民に周知するものとする。

(4) 重要水防箇所及び浸水想定区域

ア 重要水防箇所

① 市は、「氷見市水防計画」に基づき、重要水防箇所をはじめ関係河川及び海岸、堤防等を巡視し、必要な措置をとる。

② 重要水防箇所として指定された工作物の管理者は、常に点検整備し、また、応急水防工法を定める。

イ 浸水想定区域の指定、公表及び水害ハザードマップの作成

① 市は浸水想定区域の指定があった場合には、次の事項を定めるものとする。

a 洪水予報等及び水位情報周知河川における水位等の情報の伝達方法

b 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

c 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

(a) 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの。

※ 学校：小・中・義務教育学校、医療施設：入院可能な病床のある医療施設

(b) 大規模な工場その他の施設（(a)に掲げるものを除く）で市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（大規模工場等）でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（所有者又は管理者からの申出があった施設に限る）



- ② 市は、洪水予報等の伝達方法、緊急避難場所、避難所その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について、ハザードマップを作成、配布する等により住民、滞在者その他の者に周知するものとする。

その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努めるものとする。

- ③ 市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市長に報告するものとする。

また、利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための訓練を実施するものとする。

さらに、自衛水防組織を置くよう努めるものとし、当該自衛水防組織を置いたときは、構成員その他の事項を市長に報告するものとする。

市長は、市地域防災計画において、要配慮者利用施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

なお、市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

- ④ 市地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、当該大規模工場等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとし、当該計画を作成し、又は当該自衛水防組織を置いたときは、当該計画又は当該自衛水防組織の構成員その他の事項を市長に報告するものとする。

(5) 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等について

ア 避難確保計画による避難訓練の実施及び市への報告の義務化について

浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画の作成・避難訓練の実施が義務化され、避難確保計画を作成・変更した場合は、市長への報告が必要となっている。

令和3年5月には水防法及び土砂災害防止法が改正され、避難訓練を実施した場合には、施設管理者から市長に対し、訓練結果を報告することが義務化された。

避難訓練については、原則として年1回以上実施し、訓練実施後おおむね1か月を目安に訓練結果を報告するものとする。

イ 対象となる要配慮者利用施設

資料編3-17 津波・洪水浸水域及び土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設を参照。

ウ 避難確保計画の内容

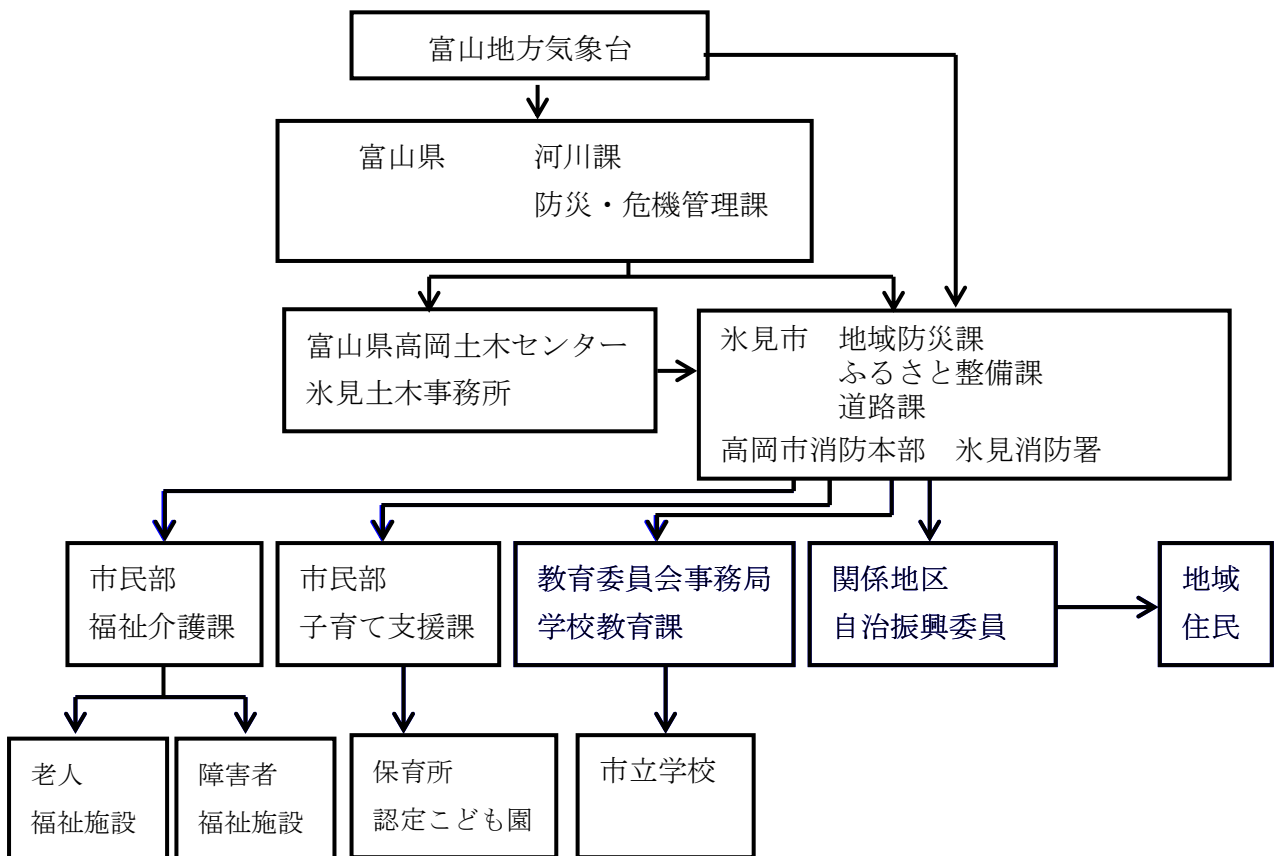
避難確保計画は、水害や土砂災害が発生するおそれがある場所における施設利用者の円滑かつ迅速な避難確保を図るため、必要な防災体制や訓練などに関する事項を定める計画とする。

避難確保計画が実効性あるものとするためには、施設管理者等施設職員が主体的に作成することが重要である。

エ 要配慮者利用施設へは、市の福祉介護課・子育て支援課・学校教育課・地域防災課が連携・協力し助言を行う。

- ① 災害リスクや避難先、避難方法等に関する助言を行う。
- ② エレベータなどの避難施設や施設利用者のサービス等に関する助言を行う。

(6) 気象予警報等伝達系統図



## (7) 災害危険区域等

## ア 土地利用に関する規制、誘導

県では、法令に基づき溢水、たん水、高潮等による災害の危険のある土地及び水源をかん養し、土砂の流出を防ぐなどのために保存する必要がある土地の区域については、市街化調整区域に指定する等により、市街化を抑制することとしており、市は、県と連携し、被害の拡大を防ぎ、安全な都市環境の形成を誘導するため、土地の合理的な利用を図る。

## イ 災害危険区域

県は、急傾斜地崩壊危険区域等を災害危険区域として指定し、建築基準法に基づいてその区域内における居住の用に供する建築物の建築行為の禁止又は制限を行う。

また、建築基準法第40条に基づく条例の規定により、がけ付近の建築物について、がけから一定の水平距離を保つよう制限することとなっており、市は、これらの制限を受ける住宅を対象に、がけ地等近接危険住宅移転事業による所要の援助を行い、移転の推進を図る。

## ＊がけ地近接等危険住宅移転事業

災害の未然防止を図るため、がけ地の崩壊等による自然災害の高いおそれの土地から居住者自身の自助努力による住宅の移転を支援する。

## 【対象区域】

- ・ 建築基準法第39条第1項又は第40条に基づく条例により建築が制限される区域
- ・ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条に基づき指定された土砂災害特別警戒区域

## 【採択要件】

事業計画に基づく移転であること

- ・ 既存不適格住宅
- ・ 建築後の大規模地震、台風等により安全上の支障が生じ、特定行政庁が是正勧告等を行った住宅

## 【補助内容】（それぞれ、補助対象限度額が定められている。）

- ・ 除却費等：危険住宅の除却等に要する費用
- ・ 建物助成費：危険住宅に代わる住宅の建設（購入）に要する資金を金融機関等から借り入れた場合、当該借入金利息に相当する費用

## ウ 人家等に被害を及ぼしうる盛土等による災害の防止に向けた対応

令和3年7月、静岡県熱海市で大雨に伴って盛土が崩壊し、土石流が発生、甚大な被害が発生した。

国では、このような災害を未然に防止または軽減するため、調査の手法を示した「大規模盛土造成地の滑動崩落対策推進ガイドライン及び同解説」（以下「ガイドライン」という。）を策定している。

市は、ガイドラインに基づき実施した調査を、大規模盛土造成地マップとして公表し、住民の防災意識の啓発を図るものとする。

## 第2節 ライフライン施設の安全性強化

上下水道等のライフライン施設は、市民生活、経済社会の根幹をなすものであり、これらが災害により被害を受け、機能が麻痺することによる影響は極めて大きく、避難や救援・救助活動の応急対策を実施するうえで大きな支障となる。

このような事態を極力避けるため、風水害等の災害に強い施設を整備するとともに、被害を最小限に食い止め、早期復旧が図られるよう施設等の災害防止対策を推進する。

具体的な施策については、第2編第1章第3節「ライフライン施設の安全性強化」に準じる。

## 第3節 初動活動体制の整備

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、市及び防災関係機関は、迅速かつ的確に初動活動が実施できるよう、災害の規模に応じた必要な活動体制を整え、その活動に万全を期す。このため、市及び防災関係機関は、平常時から配備・動員計画を定めておく。

具体的な施策については、第2編第1章第4節「初動活動体制の整備」に準じる。

## 第4節 情報通信連絡体制の整備

大規模な災害時には、NTT回線等の通信回線の不通又は輻輳といった状態が予想されることから、市及び防災関係機関は、情報収集・伝達手段の多重化を積極的に進めるとともに、防災通信網の確保・整備充実を図り、災害発生時の応急対策を迅速に推進するため万全を期す。

このため、市は、各防災関係機関と連携し、平常時から訓練等を通じて通信機器の操作の習熟に努める。

具体的な施策については、第2編第1章第5節「情報通信連絡体制の整備」に準じる。

## 第5節 業務継続体制の確保

大規模な災害発生時には、市民の生命、身体、財産の安全維持のための応急対策業務を優先的に実施する必要があるが、通常時の市民サービスを長期的に中断することになっては、市民生活に支障を及ぼすことになる。

このため、被災しても重要な市民サービスの提供を中断させないため、市における業務継続管理の取り組みの推進に努めるものとする。

具体的な施策については、第2編第1章第6節「業務継続体制の確保」に準じる。

## 第6節 災害復旧・復興への備え

市は、災害応急対策後の災害復旧・復興の円滑化のため、各種データを整備保全するよう努めるとともに、災害があった場合の復興対策について、研究を行うものとする。

具体的な施策については、第2編第1章第7節「災害復旧・復興への備え」に準じる。

## 第7節 消防力の強化

災害による火災及び死傷者を最小限に抑えるためには、消火体制の強化、救急救助体制の充実、消防水利の確保が重要であり、その整備を計画的に推進する。

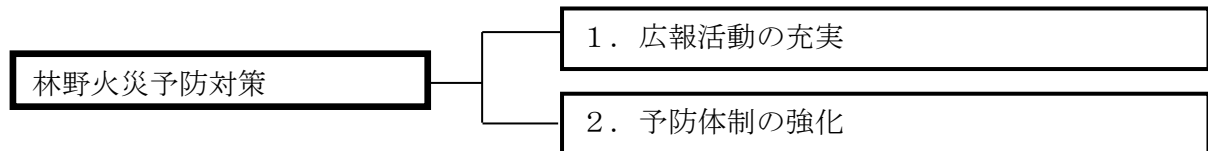
また、火災予防の強化や消防職員・消防団員の消防教育訓練を推進する。

具体的な施策については、第2編第1章第8節「消防力の強化」に準じる。

## 第8節 林野火災予防対策

### 【目的】

自然環境と森林資源を林野火災による破壊から守るため、林野火災予防体制の整備、教育・指導等による防火意識の普及、消防体制、資機材等の整備・充実に努めるものとする。



### 1. 広報活動の充実

県、市及び防災関係機関は、林産物の採取、森林レクリエーション等の森林利用者、森林所有者、林業労働者、農山村住民、小・中・義務教育学校生徒等を重点にして広報活動を実施することとし、駅、市役所、学校、登山口等にポスターや警報板等を配備するほか、テレビ、ラジオ、有線放送、新聞等の報道機関等を通じて、林野火災予防意識の啓発を図る。

### 2. 予防体制の強化

県、市、富山森林管理署、森林組合、消防機関等は連絡調整を図り、林野火災予防資機材の適切な配備、管理を含め、効果的な予防体制を確立することとし、特に次の事項に重点をおき実施するものとする。

- (1) 森林レクリエーション施設等の設置者、管理者は、休憩所の吸殻入れや炊飯場所等における簡易防火施設等を整備するものとする。
- (2) 県は、特に入林者の多い箇所、期間等を考慮して、森林保全巡視員を配置し、地区巡回パトロール等を実施するものとする。
- (3) 市は、異常乾燥、強風等の気象条件に留意し、森林法に基づく火入れの規制を適正に行う。
- (4) 林業関係者、消防機関等は密接な連携のもとに、消防訓練、研究会等を開催し、地域の実情に即した予防対策を講ずるものとする。
- (5) 県、市及び防災関係機関は、森林所有者等による自主的な予防活動の組織を育成強化する。

## 第9節 医療救護体制の整備

災害時においては、広域あるいは局地的に多数の傷病者が発生することが予想され、情報の混乱と医療機関自体の被災があいまって、被災地域内では十分な医療が提供されないおそれがある。これら医療救護の需要に対し迅速かつ的確に対応するため、平常時から市及び医療機関等は、医療救護体制を充実・強化する必要がある。

具体的な施策については、第2編第1章第9節「医療救護体制の整備」に準じる。

## 第10節 緊急輸送活動対策

災害における物資等の緊急輸送は、情報収集・伝達と併せて災害応急対策活動の中心をなすものであり、交通路と輸送手段が確保されて初めて効率的な緊急輸送が可能となる。このため、市は関係機関と連携し、あらかじめ緊急輸送路、輸送体制について定めておく。

具体的な施策については、第2編第1章第10節「緊急輸送活動対策」に準じる。

## 第11節 緊急避難場所・避難所の確保

災害発生時における避難者の収容のため、あらかじめ指定緊急避難場所及び指定避難所の指定を指定するとともに、適切な避難誘導體制の確立に努め、また、市民に対し避難所や避難のための知識の普及に努める。

具体的な施策については、第2編第1章第11節「緊急避難場所・避難所の確保」に準じる。

## 第12節 物資の確保

大規模災害が発生した場合は、ライフラインや道路等の損壊により、流通機構は一時的に麻痺状態になり、被災者向けの飲料水、食料、その他生活必需品の全てを即時に供給することが困難となることが予想される。そこで市は、市民、事業所に対して「必要最低限の飲料水、食料、生活必需品を自らが確保することが不可欠である。」という指導、啓発を徹底する必要がある。

また、同時に最低限の飲料水、食料及び生活必需品等の供給が円滑に行えるよう、公的備蓄や流通備蓄の体制の整備を図る。

具体的な施策については、第2編第1章第12節「物資の確保」に準じる。

## 第13節 災害救援ボランティア活動の支援

災害発生時において、県内外から駆けつける多くのボランティアが発災直後から救援・復興において非常に大きな役割を果たすことから、市ではボランティアの受入体制を整え、ボランティア活動が円滑に展開できるよう側面から積極的に支援するとともに、自らも専門的技術や知識を有した災害ボランティアの育成等に努める。

具体的な施策については、第2編第1章第13節「災害救援ボランティア活動の支援」に準じる。

## 第14節 孤立集落の予防

土砂災害等の発生による孤立集落の発生を未然に防止するため、各種対策を実施するとともに、孤立のおそれのある集落については、日常機能の低下を極力さけるため、万全の事前措置を実施する。

具体的な施策については、第2編第1章第14節「孤立集落の予防」に準じる。

## 第15節 防災意識の高揚

市をはじめ各防災関係機関は、市民の防災意識の高揚を図るとともに、家庭や職場、学校などにおける地域の防災行動力を向上させるため、防災知識の普及啓発、防災教育の推進に努める。また、所属職員に対しても、マニュアル等の作成・配布、防災訓練等を通じて防災に関する制度や役割等について習得する機会を設け、防災知識の普及に努める。

具体的な施策については、第2編第1章第15節「防災意識の高揚」に準じる。

マイ・タイムラインの作成について

風水害・土砂災害が発生する可能性が高まった場合、早めの避難が重要となる。

住民それぞれが事前にマイ・タイムライン（警戒情報等からのとるべき行動）を作成し、自身の避難行動を整理しておくことで、「逃げ遅れ」による自宅に取り残され等の危険を軽減することができる。

## 第16節 自主防災組織の強化等

災害が発生した場合の被害の拡大を防ぐためには、地域住民や事業所等の迅速かつ的確な行動が極めて重要であることから、市は県等と相互に連携し、自主防災組織等の育成・指導に努めるものとする。

具体的な施策については、第2編第1章第16節「自主防災組織の強化等」に準じる。

## 第17節 防災訓練の充実

災害時に県、関係機関及び地域住民等と連携を図りながら、初動体制、応急対策が速やかに実施できるよう、また、防災知識の普及、高揚を図ることを目的として、平常時から各種の防災訓練を計画的、継続的に実施する。

市は、水防団等と協議し、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行うものとする。

なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内における安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとする。

具体的な施策については、第2編第1章第17節「防災訓練の充実」に準じる。

## 第18節 要配慮者の安全確保

自力で避難することが困難な高齢者、障害者、乳幼児、外国人等の要配慮者を災害から守るため、必要な安全確保対策を構ずる。

具体的な施策については、第2編第1章第18節「要配慮者の安全確保」に準じる。



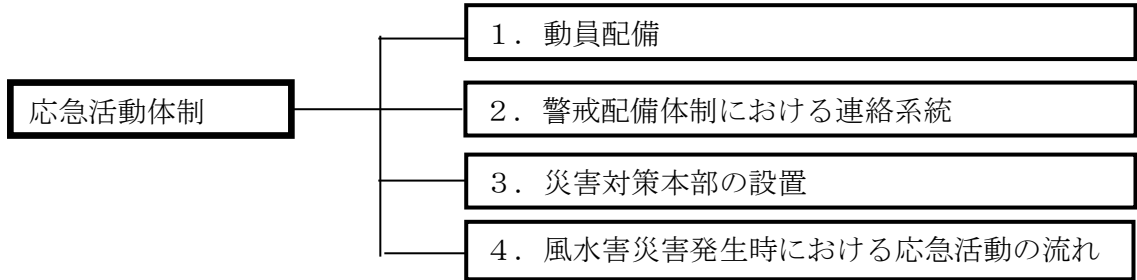
## 第3編 風水害及び火災対策編

### 第2章 災害応急対策計画

# 第1節 応急活動体制

## 【目的】

風水害が発生又は発生するおそれがある場合は、応急対策活動等を迅速かつ的確に行うため、必要な職員の動員・配備を行うとともに、県及び防災関係機関並びに公共的団体及び住民の協力を得て、その有する全機能を発揮して、災害応急活動を実施する。



### 1. 動員配備

風水害が発生又は発生するおそれがある場合は、応急対策活動を迅速かつ的確に行うため、必要な職員の動員・配備を行う。

#### (1) 警戒配備体制及び非常配備体制

配備・本部体制	配備基準	配備体制
情報収集体制	大雨、洪水、強風等の注意報の一以上が発表され、さらに警戒に発展するような状態が予測されるとき	地域防災課及び建設部（ふるさと整備課・道路課・都市計画課・上下水道課）による情報収集及び連絡活動を主とする体制
第1警戒配備体制	大雨、洪水、強風等の注意報の一以上が発表され、危険な状態が予想されるとき	待機体制を増員し、状況により第2警戒配備体制に移行できる体制
第2警戒配備体制	① 土砂災害危険度が警戒レベルに達したとき。 (達すると予測されるとき) ② 市内の2級河川が氾濫注意水位に達したとき。 (達すると予測されるとき) ③ その他の状況により市長が必要と認めたとき。	地域防災課 福祉介護課 子育て支援課 健康課 ふるさと整備課 道路課 教育委員会 指定された職員 第1警戒配備体制に関係部局の指定された職員を増員し、関係機関・施設との連絡調整ができる体制
第3警戒配備体制	① 土砂災害警戒情報が発表され、危険な状態が継続し、またはさらに高まると予想される場合。 ② 市内の2級河川が避難判断水位に達したとき。 (達すると予測されるとき) ③ その他の状況により市長が必要と認めたとき。	各部局の指定された職員により、各部局の災害対策ができる体制 避難情報を発令する体制 <b>部局長連絡会議の開催</b>
非常配備体制	① 大雨等の特別警戒が発表されたとき。 ② 市内の2級河川が氾濫危険水位に達したとき。 (達すると予測されるとき) ③ 災害が発生し、特に甚大な被害であると予想され、かつ市長が指令したとき。 ④ その他の状況により、市長が必要と認めたとき。	全職員が登庁し、職員全体をもって、応急対策を実施する体制 <b>災害対策本部員会議の開催</b>

※市長は、被害の種類、規模によって、必要と認めるときは、上記の基準とは異なる配備体制を指令することができる。

## (2) 職員の参集基準

ア 夜間、休日等において配備体制を決定したときは、あらかじめ定められた連絡系統にしたがって、電話・メール等により職員に伝達し参集させる。その際、職員の安全確保に十分配慮する。

なお、電話等が使用不能又は著しく使用困難なときは、職員は自ら被害情報を収集し、参集についての自主判断をする。

イ 職員の参集場所は、原則として所属する部署とする。ただし、所属部署に参集が困難な場合は、最寄りの公民館、避難所等に参集し、応急対策活動を行う。

ウ 職員は、参集途上において可能な限り被害状況を調査するとともに、要救護者を発見したときは救護措置にあたった後、速やかに参集する。

エ 職員は、身の回りに関することは自己完結の心構えで、災害対策に適する服装や装備により参集する。

## (3) 動員配備の調整

各部の長は、部内各班の応急対策活動の実施状況を把握し、応援が必要なときは、部内の応援班及びその他の班に応援を指示する。

なおかつ要員が不足する場合は、防災・危機管理監に要員配備の調整を求める。

## 2. 警戒配備体制における連絡系統

災害の規模等により災害対策本部を設置しない場合、警戒配備体制により応急活動体制を行っている関係各課は、被害状況等を地域防災課に報告する。

地域防災課において、被害状況等の災害情報を集約し、防災・危機管理監に報告、防災・危機管理監は、その情報を市長と副市長に報告し、必要な指示を受ける。

## 3. 災害対策本部の設置

### (1) 設置基準

#### ア 災害対策本部

市長は、次の基準により災害対策本部を設置する。

① 非常配備体制となったとき

② 災害が発生し、又は発生のおそれがある場合であって、特に本部の設置が必要と認められるとき。

#### イ 現地災害対策本部

本部長は、災害対策本部が設置された場合で必要と認めるときは、災害対策本部の事務の一部を行う現地災害対策本部を設置する。

### (2) 組織

ア 本部は、本部長、副本部長及び本部員その他職員をもって組織する。

イ 本部に、部及び班を置く。

#### ウ 本部員会議

本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織し、本部長は、次の重要な災害

対策について協議するため、本部員会議を招集する。

職名	構 成 員
本部長	市長
副本部長	副市長、防災・危機管理監
本部員	教育長、政策統括監、企画政策部長、消防管理監、総務部長、市民部長、産業振興部長、建設部長、会計管理者、教育次長、 (ふるさと整備課長、道路課長、上下水道課長) ( )はオブザーバー

- ① 災害応急対策の基本方針に関する事
- ② 動員配備体制に関する事
- ③ 各部班間の調整事項の指示に関する事
- ④ 自衛隊の災害派遣要請に関する事
- ⑤ 現地災害対策本部に関する事
- ⑥ 国、県、市町村、その他防災関係機関との連絡調整に関する事
- ⑦ 災害救助法の適用申請に関する事
- ⑧ 国、県、市町村、その他防災関係機関への応援要請に関する事
- ⑨ その他、災害の発生の防衛又は拡大の防止に関する事

#### エ 災害対策本部事務局

災害対策本部が設置されたときは、当該災害の総括的窓口として災害対策本部事務局を設け、本部事務局長は、地域防災課長とする。

事務局には、災害発生前の防災担当者及び必要な人員を配置し、次の災害対策に当たることとする。

- ① 各種情報の管理に関する事
- ② 各部班の活動状況の把握に関する事
- ③ 防災活動全般の調整に関する事
- ④ 本部会議の運営に関する事
- ⑤ 避難所運営委員会に関する事
- ⑥ 報道機関への対応に関する事
- ⑦ その他本部長が指示した事項に関する事

#### オ 本部派遣員

本部長は、必要があると認めるときは、次に掲げる機関の長等に対し、当該機関の職員が災害対策本部の事務に協力することを求めることができる。

また、本部派遣員に対し、資材又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

- ① 指定地方行政機関
- ② 富山県を警備区域とする陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊
- ③ 県
- ④ 指定公共機関
- ⑤ 指定地方公共機関

#### カ 国の非常（緊急）災害現地対策本部及び県の災害対策本部との連携

市の災害対策本部は、国が非常（緊急）災害現地対策本部を設置したとき及び県が災害対策本部を設置したときは、相互に連携を図り、適切な災害応急対策の実施に努める。

## (3) 職務権限の代行

風水害及び大規模な火災発生時において、市長が不在等の非常時には、災害対策本部の設置等の市長権限の委譲の順位を次のとおりとする。

- ① 副市長
- ② 防災・危機管理監

## (4) 設置場所

## ア 災害対策本部

災害対策本部は、市庁舎内の会議室に設置する。ただし、市庁舎に甚大な被害が生じ災害対策本部としての機能が果たせない場合は、氷見市ふれあいスポーツセンターに設置する。

## イ 現地災害対策本部

被災現場近くの公共施設等に設置する。

## (5) 災害対策本部の設置準備

## ア 庁舎の被害状況の把握

庁舎の被害状況（建物、室内、電気、電話、駐車場等）の把握を行い、停電時には、非常電源装置の作動等応急措置を施す。

## イ 職員の被災状況の把握

勤務時間内の地震発生の場合、直ちに職員及び庁舎内の外来者の負傷状況等を把握し、応急手当や避難誘導を行う。

勤務時間外の地震発生の場合、職員の参集状況から安否不明の者を掌握する。

## ウ 通信の確保

無線設備の点検を行い、通信機能の確保を図る。

## (6) 解散基準

本部長は、災害応急対策がおおむね終了したと認めるときは、災害対策本部及び現地災害対策本部を解散する。

## (7) 設置及び解散の通知

災害対策本部を設置及び解散した場合、直ちにその旨を文書により通知発表する。

- ア 富山県（防災・危機管理課）ただし、県に連絡できない場合は国（消防庁）
- イ 警察署、消防署及び防災関係機関
- ウ 報道機関

資料編 1－2 氷見市水防協議会条例から 1－5 氷見市水防組織図までを参照。

## 4. 風水害災害発生時における応急活動の流れ

風水害発生後の各段階において、優先的に実行又は着手すべき主な業務は次のとおりである。

## (1) 第1段階

- ・被災情報の収集
- ・初期消火、消火活動
- ・建物等の下敷きになった者の救出（地域住民の共助）
- ・一人暮らし高齢者等の避難行動要支援者の安全確保（地域住民の共助）
- ・職員の緊急参集及び災害対策本部の設置
- ・自衛隊等の出動準備要請及び受入れ体制の準備

- ・通信施設被害の状況確認及び通信の確保

(2) 第2段階

- ・被災情報の収集
- ・県や災害時応援協定都市等への応援要請
- ・自衛隊等への派遣要請、広域応援の要請
- ・避難所の開設（施設の安全確認、避難所管理要員担当職員の派遣）
- ・緊急道路の確保及び啓開、交通規制の実施
- ・医療機関の被災状況の把握（医師、看護師の要員は確保できているか）
- ・医療救護所の設置
- ・公的救助機関による被災者の救出、負傷者の搬送
- ・ライフライン、公共土木施設等の被災状況調査と応急措置

(3) 第3段階

- ・市全体の被害状況把握（土砂災害発生のおそれがある場合、避難指示等の発令）
- ・災害救助法の適用要請
- ・通信途絶地域への仮設通信設備の設置
- ・一人暮らし高齢者等の安否情報確認
- ・医療情報の把握（受入れ許容能力、人工透析患者の受入れ可否、その他）
- ・市外からの医療救護班の受入れ
- ・避難所への避難者の概数及び飲料水、食料等の物資の必要量の把握
- ・物資の輸送用車両、集積場所及び活動拠点の確保
- ・氷見市災害ボランティアセンターの設置

(4) 第4段階

- ・避難所等への仮設トイレの設置
- ・避難所等への飲料水・食料・生活必需品等の物資の輸送
- ・避難所での避難行動要支援者の状況把握

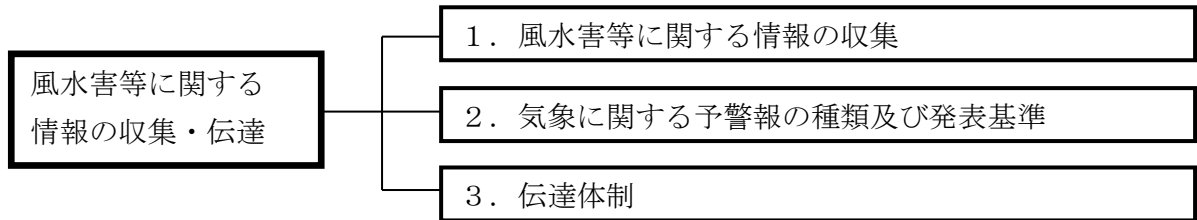
(5) 第5段階

- ・避難所外避難者の状況把握
- ・被災建築物応急危険度判定
- ・災害救援ボランティアの受入れ
- ・義援金の受付

## 第2節 風水害等に関する情報の収集・伝達

### 【目的】

気象・地象・水象等による災害の被害を最小限に抑えるためには、これらの情報を一刻も早く関係機関、地域住民等に伝達することが重要である。また、円滑な応急対策活動を実施するため、市は、関係機関との緊密な連携のもと災害に関する情報を迅速かつ的確に把握する体制を整える。



### 1. 風水害等に関する情報の収集

関係各部は次の情報収集に努める。

- ・気象警報等に関する情報
- ・河川水位に関する情報（水防警報、避難判断水位情報等）
- ・雨量情報
- ・ダム流量に関する情報
- ・波高、風向、潮位に関する情報
- ・土砂災害危険度等に関する情報

### 2. 気象に関する予警報の種類と内容

気象業務法に基づいて富山地方気象台の発表する予警報は、次のとおり。

#### (1) 特別警報・警報・注意報の種類と内容及び発表基準

大雨や強風等の気象現象によって、災害が発生するおそれがあるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれがあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、富山県の市町村ごとに現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに明示して発表する。

また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等について、実際に危険度が高まっている場所が「キキクル（危険度分布）」や「雷ナウキャスト」、「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表する。

なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称が用いられる場合がある。

## ア 気象等の特別警報の種類と内容（6種類）

種 類	内 容
大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合に発表する。特に警戒すべき事項を標題に明示して「大雨特別警報（土砂災害）」、「大雨特別警報（浸水害）」又は「大雨特別警報（土砂災害、浸水害）」のように発表する。
大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合に発表する。
暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合に発表する。
暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合に発表する。
波浪特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合に発表する。
高潮特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合に発表する。

## イ 気象等の警報の種類と内容（7種類）

種 類	内 容
大雨警報	大雨による重大な土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想したときに発表する。特に警戒すべき事項を標題に明示して「大雨警報（土砂災害）」、「大雨警報（浸水害）」又は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」のように発表する。雨が止んでも重大な土砂災害等のおそれが残っている場合には発表を継続する。
洪水警報	河川の上流域での大雪や融雪によって下流で生じる増水や氾濫により重大な洪水災害が発生するおそれがあると予想したときに発表する。対象となる重大な洪水災害として、河川の増水・氾濫及び堤防の損傷・決壊、並びにこれらに重大な浸水害があげられる。
大雪警報	降雪や積雪による住家等の被害や交通障害など、大雪による重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表する。
暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表する。
暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表する。暴風による重大な災害のおそれに加え、暴風で雪が舞って視界が遮られることによる重大な災害のおそれについても警戒を呼びかける。ただし「大雪＋暴風」の意味ではなく、大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときには大雪警報を発表する。
波浪警報	高波による遭難や沿岸施設の被害など、重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表する。
高潮警報	台風や低気圧等による異常な潮位上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表する。

## ウ 気象等の注意報の種類と内容（16種類）

種 類	内 容
大雨注意報	大雨による土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想したときに発表する。雨が止んでも、土砂災害等のおそれが残っている場合には発表を継続する。
洪水注意報	河川の上流域での大雪や融雪によって下流で生じる増水により洪水災害が発生するおそれがあると予想したときに発表する。対象となる洪水災害として、河川の増水及び堤防の損傷、並びにこれらによる浸水害があげられる。
大雪注意報	降雪や積雪による住家等の被害や交通障害など、大雪による災害が発生するおそれがあると予想したときに発表する。
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表する。



風雪注意報	雪を伴う暴風により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表する。強風による災害のおそれに加え、強風で雪が舞って視界が遮られることによる災害のおそれについても注意を呼びかける。ただし「大雪+強風」の意味ではなく、大雪により災害が発生するおそれがあると予想したときには大雪注意報を発表する。
波浪注意報	高波による遭難や沿岸施設の被害など、災害が発生するおそれがあると予想したときに発表する。
高潮注意報	台風や低気圧等による異常な潮位上昇により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表する。
雷注意報	落雷のほか、急な強い雨、竜巻等の突風、降ひょうといった積乱雲の発達に伴い発生する激しい気象現象による人や建物への被害が発生するおそれがあると予想したときに発表する。
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表する。対象となる災害として、濃い霧により見通しが悪くなることによる交通障害等があげられる。
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表する。具体的には、大気乾燥により火災・延焼等が発生する危険が大きい気象条件を予想した場合に発表する。
なだれ注意報	なだれによる災害が発生するおそれがあると予想したときに発表する。山などの斜面に積もった雪が崩落することによる人や建物の被害が発生するおそれがあると予想したときに発表する。
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表する。具体的には、水蒸気や水しぶきの付着・凍結による通信線・送電線の断線、船体着氷による転覆・沈没等の被害が発生するおそれのあるときに発表する。
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表する。具体的には、雪が付着することによる電線等の断線や送電鉄塔等の被害が発生する(気温0℃付近で発生しやすい)おそれのあるときに発表する。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表する。具体的には、積雪が融解することによる土砂災害や浸水がが発生するおそれのあるときに発表する。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表する。具体的には、春・秋に気温が下がって霜が発生することによる農産物や果実の被害が発生するおそれのあるときに発表する。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表する。具体的には、低温による農産物の被害(冷夏の場合も含む)や水道管の凍結や破裂による著しい被害の発生するおそれのあるときに発表する。

エ 警報・注意報発表基準一覧表

令和5年3月10日現在  
発表官署 富山地方気象台

水見市	府県予報区	富山県			
	一次細分区域	西部			
	市町村をまとめた地域	西部北			
警報	大雨（浸水害） （土砂災害）	表面雨量指数基準	16		
		土壌雨量指数基準	120		
	洪水	流域雨量指数基準	神代川流域=4.5、脇之谷内川流域=5.1、宇波川流域=7.6、阿尾川流域=11.7、余川川流域=11.5、上庄川流域=15.9、仏生寺川流域=11.6、泉川流域=4.4		
		複合基準	余川川流域=(8,10.5)		
		指定河川洪水予報による基準	—		
	暴風	平均風速	陸上	20m/s	
			海上	20m/s	
	暴風雪	平均風速	陸上	20m/s 雪を伴う	
			海上	20m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	6時間降雪の深さ30cm		
波浪	有義波高	4.5m			
高潮	潮位	1.0m			
注意報	大雨	表面雨量指数基準	10		
		土壌雨量指数基準	82		
	洪水	流域雨量指数基準	神代川流域=3.6、脇之谷内川流域=4.1、宇波川流域=6.0、阿尾川流域=9.3、余川川流域=9.2、上庄川流域=12.7、仏生寺川流域=9.2、泉川流域=2.5		
		複合基準	神代川流域=(8,2.8)、脇之谷内川流域=(9,4.0)、宇波川流域=(7,4.2)、余川川流域=(5,9.2)、上庄川流域=(8,12.6)、仏生寺川流域=(5,9.2)、泉川流域=(7,2.5)		
		指定河川洪水予報による基準	—		
	強風	平均風速	陸上	12m/s	
			海上	15m/s	
	風雪	平均風速	陸上	12m/s 雪を伴う	
			海上	15m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	6時間降雪の深さ15cm		
	波浪	有義波高	2.0m		
	高潮	潮位	0.7m		
	雷	落雷等により被害が予想される場合			
	融雪	1. 積雪地域の日平均気温が12℃以上 2. 積雪地域の日平均気温が9℃以上かつ日平均風速が5m/s以上か日降水量20mm以上			
	濃霧	視程	陸上	100m	
			海上	500m	
	乾燥	最小湿度40%で実効湿度65%			
なだれ	1. 24時間降雪の深さが90cm以上あった場合 2. 積雪が100cm以上あって日平均気温が2℃以上の場合				
低温	夏季:最低気温17℃以下の日が継続 冬季:最低気温-6度℃以下				
霜	早霜・晩霜期に最低気温2℃以下				
着氷・着雪	著しい着氷（雪）が予想される場合				
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm			

- 注1 流域雨量指数とは、河川流域の降雨をもとに、洪水の危険度を評価するための指標であり、数値が大きければ危険度が高い。
- 2 土壌雨量指数とは、土砂災害発生の危険性を示す指標で、降った雨が土壌中に貯まっている状態を示す指数であり、数値が大きければ危険度が高い。
- 3 有義波とは、一連の波高を大きい順に並べたとき、大きい方から全体の1/3を平均したものである。
- 4 複合基準とは、(表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値であり、数値が大きければ危険度が高い。

## (2) 富山県気象情報(富山地方気象台)

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する富山県気象情報」という表題の気象情報が府県気象情報等として発表する。

「顕著な大雨に関する富山県気象情報」の発表基準を満たすような線状降水帯による大雨の可能性が高いことが予想された場合に、半日程度前から、気象情報において、「線状降水帯」というキーワードを使って呼びかける。

この呼びかけは、警戒レベル相当情報を補足する解説情報として発表する。

## (3) 土砂災害警戒情報(県土木部、富山地方気象台)

土砂災害警戒情報は、大雨警報(土砂災害)発表中に大雨による土砂災害発生の危険度が高まった場合に発表する防災情報である。

ア 大雨による土砂災害の危険度が高まった場合、市長が避難指示等の災害応急対応を適時適切に行えるよう、また、住民の自主避難の判断等に利用できることを目的とする。

イ 発表は、富山県土木部と富山地方気象台が共同して行う。

ウ 情報の利用上の留意点

- ① 土砂災害警戒情報の解除は、これまでの実績降雨量が基準を下回り、かつ短時間で再び超過しないと予想される場合など、土砂災害の危険性が低くなったときに行う。
- ② 土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、降雨に基づいて判定し発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映したものではないため、土砂災害警戒情報の利用にあたっては、個別の災害発生箇所・時間・規模等の詳細を特定するものではないことに留意する。

## (4) 記録的短時間大雨情報(気象庁)

県内で、大雨警報発表中に、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨(1時間降水量)が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)され、かつキキクル(危険度分布)の「危険」(紫色の警戒レベル4相当)が出現している場合に、気象庁から発表する。

## (5) 竜巻注意情報(気象庁)

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける

情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に、天気予報の対象地域と同じ発表単位（富山県東部、富山県西部）で発表する。

なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

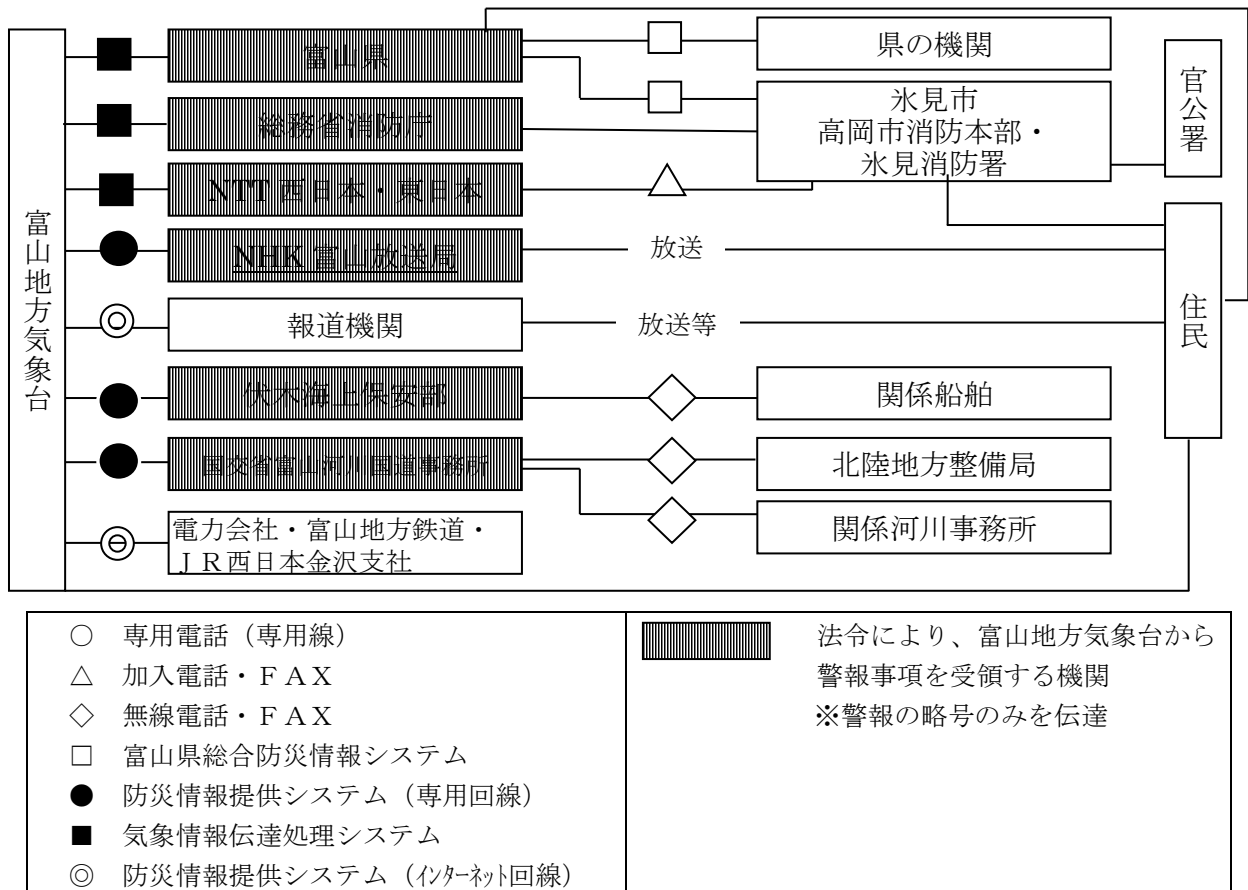
また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位（富山県東部、富山県西部）で発表する。

この情報の有効期間は、発表からおおむね1時間である。

### 3. 伝達体制

市は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）等から受信した気象警報等を、直ちに防災行政無線（戸別無線機含む）や広報車等により住民等に周知するとともに、関係機関への伝達を行う。

#### (1) 気象警報等の伝達系統

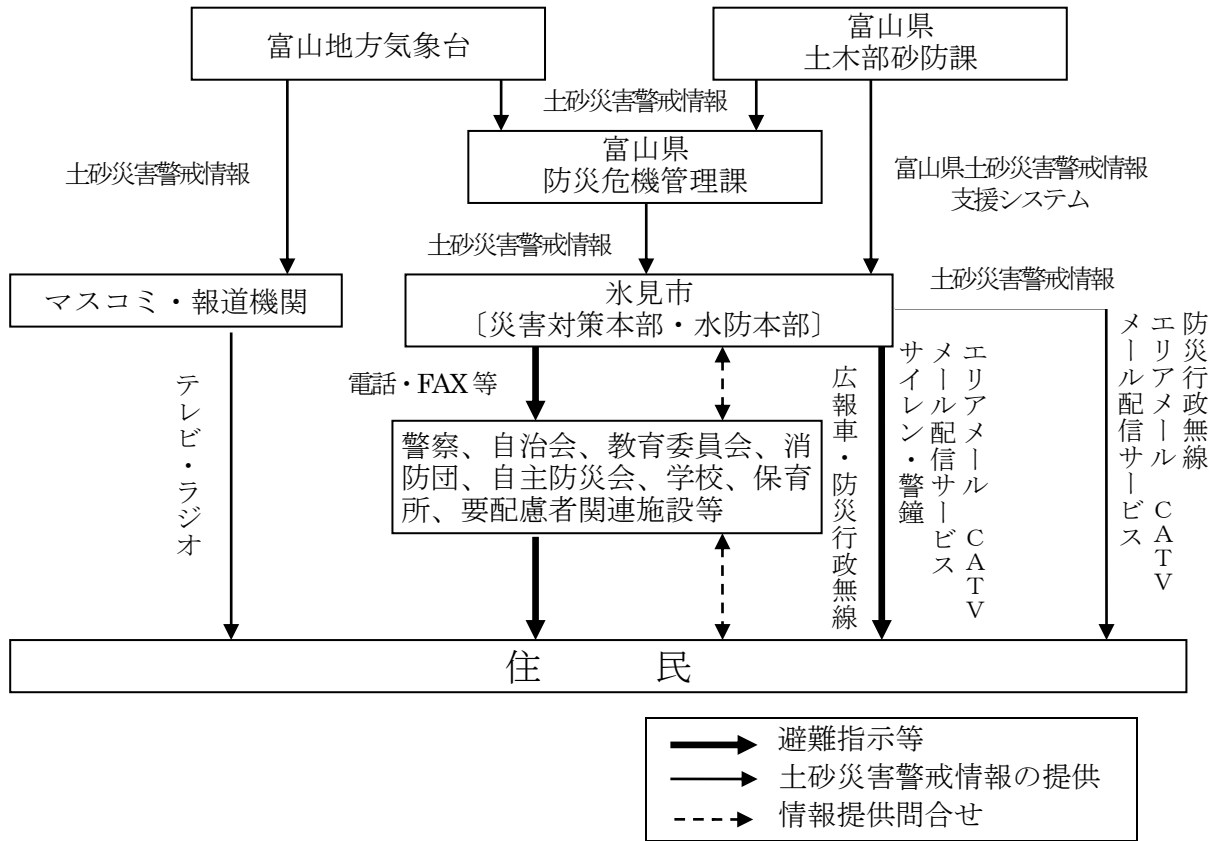


#### (2) 水防警報、避難判断水位到達情報の伝達系統

水害に関する情報の伝達は、氷見市水防計画による。

(3) 土砂災害警戒情報の伝達系統

土砂災害警戒情報が発表された場合は、担当部署は下記系統図に基づき、伝達先へ確実に伝達するものとする。



(4) 異常現象等発見時の通報

ア 災害が発生するおそれがある異常な現象等を発見した者は、その状況を直ちに市及び消防署又は警察署に通報するものとする。

イ 市長は、通報を受けた場合は、次の事項について富山地方気象台及び県に通報するものとする。

- ① 気象に関する事項  
著しく異常な現象（例えば、竜巻等）
- ② 地象に関する事項  
頻発地震 数日間以上にわたり頻繁に感ずるような地震等
- ③ 災害の前兆に関する事項  
破堤、越水、土砂災害の前兆等の目視情報

(5) 被害情報等の収集・伝達等

被害情報等の収集・伝達及び広報・公聴活動については、第2編第2章第2節「情報の収集・伝達」に準じる。

## 第3節 火災警報の収集・伝達

### 【目的】

火災による市民の生命・財産への被害を最小限とするため、消防法に基づく火災気象通報を受けたとき、又は気象状況が火災の予防上危険であると認めるとき、市長は的確に火災警報を発表し市民に対して警戒を呼びかける。

### 火災警報の収集・伝達

#### 1. 火災気象通報及び火災警報の収集・伝達

#### 2. 被害の未然防止、拡大防止のための市民への呼びかけ

### 1. 火災気象通報及び火災警報の収集・伝達

#### (1) 火災気象通報

消防法に基づいて富山地方気象台が、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときに、その状況を直ちに県知事に通報するものである。ただし、降雨や降雪を伴うときは通報しないこともある。

県知事は、この通報を受けたときには直ちにこれを市長に通報する。

通報基準は、以下のとおりである。

- ア 実効湿度が65パーセント以下、最小湿度40パーセント以下で、最大風速が7メートルを超える見込みのとき。
- イ 平均風速10メートル以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき。

#### (2) 火災警報

消防法に基づいて市長が火災気象通報を受けたとき又は気象状況が火災の予防上危険であると認めるとき、市民に対して警戒を喚起するために行う警報をいう。警報基準は次のとおりである。

- ア 実効湿度が65パーセント以下、最小湿度40パーセント以下で、最大風速が7メートルを超える見込みのとき。
- イ 平均風速10メートル以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき。ただし、降雨、降雪等の場合は発令しないことがある。

### 2. 被害の未然防止、拡大防止のための市民への呼びかけ

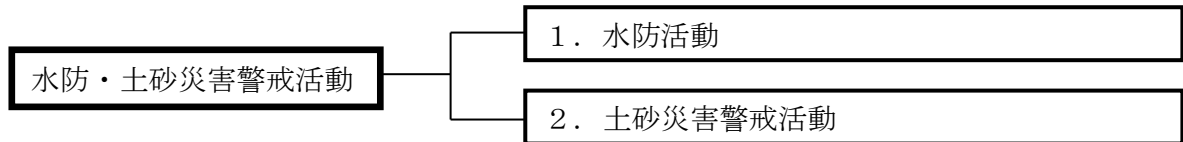
火災気象通報を受けたとき又は気象状況が火災の予防上危険であると認めるとき、氷見消防署は、市民に対して火の元の確認等被害の未然防止、拡大防止を促す呼びかけを行い注意喚起することとする。

その際、要配慮者への呼びかけにも配慮する。

## 第4節 水防・土砂災害警戒活動

### 【目的】

風水害については、気象予警報等により災害の危険性のある程度予測することが可能なことから、被害を軽減するためには、災害発生前における情報収集・伝達や災害未然防止活動等を的確に実施するとともに、災害が発生した場合には、二次災害に十分留意して必要な措置を講ずる必要がある。



### 1. 水防活動

風水害については、気象予警報等により災害の危険性のある程度予測することが可能なことから、被害を軽減するためには、災害発生前における情報収集・伝達や災害未然防止活動等を的確に実施することが重要である。

そのため、富山地方気象台より暴風、大雨、洪水若しくは高潮警報が発表され、又は富山県高岡土木センター氷見土木事務所より水防警報の発表があり、水防活動の必要が認められるときは、状況に応じて水防本部の非常配備体制等を取り、適切な水防活動を行う。

また、被害の未然防止、拡大防止のための市民への呼びかけを行う。

風水害による被害が大規模になるおそれがある場合は、災害対策本部に移行し、諸活動を実施する。

### 2. 土砂災害警戒活動

土砂災害の発生は、局地的かつ突発的な場合が多く、市及びその他防災関係機関の適切な判断と迅速な応急対策が重要である。

#### (1) 情報の収集及び伝達

ア 土砂災害危険箇所が含まれる地域においては、局地的な降雨等の情報把握に努めるとともに、現地との連絡通報体制を確保し、土砂災害警戒情報、これを補足する情報土砂災害の前兆現象及び発生時における災害の状況の早期把握に努める。

この場合、市民の生命の安全に関する情報を最優先に収集、伝達する。

イ 広域的な土砂災害が発生し、又は発生することが予想される場合においては、必要に応じて国等の防災関係機関の協力を得て、機動的な初動調査に努める。

ウ 土砂災害の発生が予想される場合は、市民及びライフライン管理者、交通機関等に対し早急に注意を喚起し、又は警戒避難等の指示、伝達を行い、特に具体的に危険が予想される土砂災害危険箇所周辺の市民に対しては、極力戸別伝達に努める。

#### (2) 危険箇所の警戒及び避難

県及び施設管理者は、豪雨等によって山地斜面崩壊や天然ダムの決壊などのおそれがあるときや、治山・砂防施設、ため池等灌漑施設等による二次災害の危険性のある箇所に対しては、

関係機関と協力して警戒にあたる。

本節に記載のない水防・土砂災害警戒活動の具体的な施策については、第2編第2章第16節「水害・土砂災害対策」に準じる。



## 第5節 災害救助法の適用

災害により、市の区域を単位として住家の滅失した世帯数が一定の基準を超える場合、多数の者が生命又は身体に危害を受けるおそれが生じ、被災者が現に救助を要する状態にあるときは、県知事に対し災害救助法の適用を要請する。

具体的な施策については、第2編第2章第3節「災害救助法の適用」に準じる。

## 第6節 広域応援要請

大規模な災害発生時において、市だけの災害応急対策の実施が困難となる場合は、相互応援協定等に基づく広域応援協定や自衛隊の災害派遣要請を迅速かつ的確に行う。

具体的な施策については、第2編第2章第4節「広域応援要請」に準じる。

## 第7節 救助・救急活動

大規模な災害が発生した場合、多数の負傷者が発生するおそれがあり、これらの人々については一刻も早い救出・救助が必要となることから、市は、防災関係機関と連絡を密にしながら、また、自主防災組織、市民等の協力を得て速やかな応急対策を実施する。

具体的な施策については、第2編第2章第5節「救助・救急活動」に準じる。

## 第8節 医療救護活動

大規模な災害が発生すると医療機関自身が被災し、医療能力の低下が予想される。

また、医療機関は被災しなくてもライフラインが途絶すると、その機能の一部又は全部が麻痺する可能性がある。

このため、市は、医療機関の被害状況を早期に把握し、県、各医療関係機関、各防災関係機関との密接な連携をとりながら被災者の救護に万全を期する。

具体的な施策については、第2編第2章第6節「医療救護活動」に準じる。

## 第9節 消火活動

大規模な災害時は、同時多発火災の発生等により極めて大きな被害が予想されるため、市は、市民、自主防災組織、事業所等と協力して、出火防止と初期消火を実施するとともに、全総力を挙げて消火活動、人命救助活動等の応急対策に取り組む。

具体的な施策については、第2編第2章第7節「消火活動」に準じる。

## 第10節 避難指示及び誘導

高齢者等避難の発令により、高齢者や障害者等、避難行動に時間を要する要配慮者の迅速な避難の促進を行うとともに、要配慮者以外の者に対して避難の準備を伝達し、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進する。

また、住民に対して避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努めるものとする。

なお、避難指示の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のための時間的余裕が少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令するものとする。

また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知するものとする。

具体的な施策については、第2編第2章第8節「避難指示及び誘導」に準じる。

## 第11節 避難所の開設、運営

災害により被害を受け、又は受けるおそれのある者で、避難しなければならない者を保護するために避難所の設置が必要なときは、速やかに開設する。

避難所の運営は、避難所管理者、施設管理者、自治会、自主防災組織、ボランティア等を中心とした避難所管理チームが自主的に行うことを原則とする。運営にあたっては、避難者の安全の確保、生活環境の維持、要配慮者に対するケア、男女の視点の違いに十分配慮する。

具体的な施策については、第2編第2章第9節「避難所の開設、運営」に準じる。

## 第12節 緊急交通路の確保

道路に被害が発生した場合、迅速に被害状況等を把握し、必要に応じ、交通規制等の措置をとるとともに、速やかに緊急輸送道路の応急復旧を行い、効率的な防災活動が展開されるように努める。

具体的な施策については、第2編第2章第10節「緊急交通路の確保」に準じる。

## 第13節 輸送手段の確保

災害時における応急対策を実施するにあたり、負傷者、病人の搬送、災害応急対策を実施する際に必要な人員、物資等の輸送等を迅速かつ的確に行うため、市は、防災関係機関と緊密な連携を図り、輸送手段を確保する。

具体的な施策については、第2編第2章第11節「輸送手段の確保」に準じる。

## 第14節 飲料水・食料・生活必需品等の供給

市は、被災者及び災害応急事業現地従業者に対して、飲料水・食料・生活必需品を供給する必要がある場合、県及び関係団体等との連携により、速やかに供給する。

具体的な施策については、第2編第2章第12節「飲料水・食料・生活必需品等の供給」に準じる。

## 第15節 廃棄物処理・防疫・保健衛生

廃棄物処理対策について、市は、収集運搬機材、一時保管場所、処理施設及び処分場を確保するとともに、県及び周辺市町村との緊密な連絡のもとに、円滑な処理に努める。

また、災害発生時の生活環境の悪化、被災者の体力の低下等によって、感染症が発生し、又は多発するおそれがある。

市は、避難所等の被災者に対し、保健衛生に関する指導等を行い、感染症流行の未然防止に万全を期すものとする。

具体的な施策については、第2編第2章第13節「廃棄物処理・防疫・保健衛生」に準じる。

## 第16節 社会秩序の維持

被災地域における治安の維持と市民の安全を図るため、警察機関が行う警備活動に対し、必要な情報を提供するなど積極的に協力する。

具体的な施策については、第2編第2章第14節「社会秩序の維持」に準じる。

## 第17節 遺体の搜索、処理及び火葬

災害により死亡者が発生したときは、警察、医師会、日本赤十字社富山県支部等と緊密な連携をとりつつ、遺体の搜索、処理、火葬の各段階において遅滞なく処理し、また、必要に応じて広域的な協力を得ることにより、人心の安定を図る。

具体的な施策については、第2編第2章第15節「遺体の搜索、処理及び火葬」に準じる。

## 第18節 ライフライン施設の応急復旧対策

電気、ガス、上下水道、通信に関わる各事業者は、各々の計画に従い、必要な要員及び資機材を確保するとともに、機動力を発揮して被害の拡大防止及び早期復旧に努める。

市は、事業者から要請があった場合、その応急対策に可能な限り協力する。

具体的な施策については、第2編第2章第17節「ライフライン施設の応急復旧対策」に準じる。

## 第19節 公共施設等の応急復旧対策

道路、橋梁、河川施設及びその他の公共施設が災害による被害を受けたときは、各施設を所管する部班が直ちに修繕工事を行うものとするが、その場合、災害応急対策を推進する上で重要な施設を優先する。

具体的な施策については、第2編第2章第18節「公共施設等の応急復旧対策」に準じる。

## 第20節 応急住宅対策等

大規模な災害の発生により、住宅を失う被災者が多数生じる事態が考えられる。これら被災者は、被災直後は避難所等で生活することになるが、その生活が長期間にわたることは避けなければならない。

このため、応急仮設住宅の提供をはじめ、空き家になっている公営住宅の活用、さらには被災家屋の応急修理等を積極的に実施する。

具体的な施策については、第2編第2章第19節「応急住宅対策等」に準じる。

## 第21節 教育確保対策

災害により教育が中断されることのないよう被害を受けた文教施設の応急復旧等、必要な対策を講じる。

具体的な施策については、第2編第2章第20節「教育確保対策」に準じる。

## 第3編 風水害及び火災対策編

### 第3章 災害復旧計画

## 第1節 市民生活安定のための緊急対策

大規模な災害が発生した場合は、家族や財産の喪失等大きな混乱状態が予想される。市は、生活の安定、再建への支援及び社会秩序の維持を図るため、関係防災機関等と協力し、緊急措置を講じるとともに、災害の規模や程度に応じて、貸付など必要な措置及び被災者の利便を図るため必要な相談窓口の開設、広報を行う。

具体的な施策については、第2編第3章第1節「市民生活安定のための緊急対策」に準じる。

## 第2節 激甚災害の指定

災害の発生により甚大な被害が生じた場合、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を速やかに調査し、早急に激甚災害の指定を受けられるように努力するとともに、公共施設等の災害復旧事業が迅速かつ円滑に行われるよう措置を講じる。

具体的な施策については、第2編第3章第2節「激甚災害の指定」に準じる。

## 第3節 公共施設の災害復旧計画

災害により被災した公共施設の災害復旧は、応急措置を講じた後、災害復旧事業の実施責任者において、各施設の原型復旧にあわせて、災害の再発生防止のために必要な施設の新設、改良を行う等の事業計画を速やかに確立し、民心の安定及び経済的社会的活動の早急な回復を図るため、迅速に実施するものとする。

具体的な施策については、第2編第3章第3節「公共施設の災害復旧計画」に準じる。